

日立市かみね動物園パンフレット広告掲載要領

1 目的

この要領は、日立市広告掲載要綱（平成 20 年 3 月 4 日市長決裁。以下「要綱」という。）第 3 条第 6 号及び日立市広告掲載基準（平成 20 年 3 月 4 日市長決裁。以下「広告掲載基準」という。）第 4 条の規定により、「日立市かみね動物園パンフレット」への広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領における用語は、要綱の例による。

3 掲載可能な広告の種類等

「日立市かみね動物園パンフレット」に広告を掲載することができる者及び広告の内容の範囲は、要綱及び広告掲載基準の規定によるものとする。

4 広告媒体の内容

広告を掲載する媒体は、「日立市かみね動物園パンフレット」とする。

5 広告の規格及び掲載位置及び掲載料等

広告の規格は、原則として次のとおりとする。

名称	日立市かみね動物園パンフレット					
規格	A 4 三つ折り					
発行部数	30,000 部					
配布範囲	主に動物園入口で配布。その他高速 SA、道の駅等でも配布。					
広告掲載位置	<table><tr><td>表紙</td><td>裏表紙</td></tr><tr><td> かみね動物園 </td><td> 広 告 広 告 </td></tr></table>		表紙	裏表紙	かみね動物園	広 告 広 告
表紙	裏表紙					
かみね動物園	広 告 広 告					
大きさ	縦 48 mm×横 87 mm					
枠数	2 枠					
色数	4 色刷りフルカラー					
広告掲載料	42,000 円/枠（税抜）					

6 広告希望者の募集

広告掲載希望者の募集は、日立市報及び日立市ホームページにより公募することとする。

7 広告掲載の申込み

- (1) 広告掲載希望者は「日立市かみね動物園パンフレット」広告掲載申込書（様式第1号）に、広告原稿（版下）を添えて指定された期日までに申し込むものとする。
- (2) 広告原稿（版下）は、申込者の責任及び負担で作成するものとする。
- (3) 広告原稿（版下）は、広告掲載の可否にかかわらず返却しない。
- (4) 日立市かみね公園管理事務所において、広告欄の右上に広告を告知するロゴ「広告」（サイズ：縦3mm×横5mm）を表示するので、広告掲載の申込みをする者（以下「申込者」という。）が広告原稿（版下）を作成する際は、広告欄の右上から縦5mm×横7mmを空けることとする。

8 市税の納付状況の確認

- (1) 申込者は申込書の提出によって、日立市が申込者に関する市税の納付状況を確認することについて、同意したものとみなす。
- (2) 市税納付状況を確認するための調査は、前年度及び申込時の年度について調査する。
- (3) 市税納付状況の調査対象は、広告原稿（版下）の内容に基づくものとし、広告表示が事業者名のみの場合は事業者とし、事業者名のほか代表者等の表示がある場合には代表者等も調査することとする。

9 広告掲載の決定等

- (1) 広告掲載の決定は、受付順により行うものとする。なお、同順位の申込者数が広告掲載枠数を超えるときは、抽選により決定する。
- (2) 市長は、広告掲載の可否を決定した場合は、その結果、掲載内容、条件等について、広告掲載希望者に通知（様式第2号）する。
- (3) 広告掲載が決定した場合、申込者は市長が指定する期日までに掲載料を一括納入しなければならない。

附 則 この規定は平成26年4月21日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

日立市長 小川 春樹 殿
(かみね公園管理事務所扱い)

申込者 郵便番号
住所
社名
代表者氏名 印
代表者住所

「かみね動物園パンフレット」 広告掲載申込書

「かみね動物園パンフレット」への広告掲載を申し込みたいので、「かみね動物園パンフレット」 広告掲載要領の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

申 込 者	担当者氏名		
	連 絡 先	電 話	
		F A X	
		E メール	
	業 種		
広告の大きさ ・掲載料		縦 48 mm × 横 87 mm 42,000 円（税抜）	
広告原稿		別添のとおり	
そ の 他		申込みに当たっては、要綱、掲載基準及びこの要領の内容を順守するとともに、日立市が市税納付状況調査を行うことに同意します。	

以 上